

令和4年度

社会教育推進の指針（案）



文部科学大臣表彰（優良PTA）



学校支援ボランティア（景観学習）



家庭教育支援（子育て講座）



歴史民俗資料館（埴輪づくり体験）



放課後子供教室（グラウンドゴルフ）



文部科学大臣表彰（優良公民館）

山陽小野田市教育委員会

山陽小野田市社会教育の目標

「学び」を通じた豊かな人間性の育成

指針改訂に関して

社会教育とは、社会教育法第二条において、「学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されています。これまで、本市においては、長年にわたり各小学校区に設置された公民館を核にさまざまな取組が行われてきました。

社会情勢がめまぐるしく変化していく中で、人口減少問題をはじめとした社会問題、地域課題が浮き彫りとなり、社会教育行政のみの力でこれらを解決していくのではなく、地域・学校・行政が一体となり、解決を図ることが求められるようになってきました。本市においては、「協創によるまちづくり」¹を掲げ、そのまちづくりの拠点として、公民館を地域交流センター（以下「センター」とします。）へと移行することとなりました。これに伴い、センターは市長部局所管となりましたが、これまで行ってきた社会教育については、引き続き、教育委員会が進めていくこととなりました。

社会教育の進め方については、教育基本法第12条に「個人の要望」と並んで「社会の要請」に応える社会教育を国及び地方公共団体が奨励しなければならない旨の規定があります。社会教育の中では、要求課題と必要課題²と称される部分です。この両者のバランスをとりながら、社会教育行政を推し進めることは大変重要だと考えられ、市長部局と連携しながらも教育分野としての機能を果たしていく必要があります。

第三期山陽小野田市教育大綱では、「生涯にわたって学び、自己を高めること」と「地域コミュニティ活動に積極的に関わり、学びの成果を社会に還元すること」の2点を大きな目標に据えています。これらを達成するため、社会教育行政においては、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学ぶことができる社会を実現するための環境を整備し、また、学習によって得た成果をいかし、地域コミュニティの抱える課題を克服するための人材育成や人とのつながりを育む施策を実施していきます。

社会教育の力によって、本市教育大綱の基本理念に掲げられている豊かな人間性が育まれ、活力と笑顔あふれる市民が増えること。また、市民一人ひとりが「協創によるまちづくり」の原動力となり、活力と笑顔あふれる地域社会づくりに貢献すること。この2つを達成することが「未来の山陽小野田市」のための新しい価値を創出することへもつながると考えます。

公民館がセンターへと替わり、所管も市長部局へと移った令和4年度は、山陽小野田市の新たな社会教育のスタートととらえ、指針の改訂にいたしました。

¹ 協創によるまちづくり…「協働のまちづくり」から進化、深化した考え。協働するのみならず、新しい価値を創出することをめざす。令和3年3月に本市において「協創によるまちづくり」推進指針が策定された。

² 要求課題と必要課題…個人が積極的に学びたいと思っているニーズのことを要求課題、自ら学びたいとは思っていないけれども社会的問題や地域課題により学ぶことが求められるものを必要課題という。

【基本方針】

学びを通じて「ひとづくり」を進める

1 豊かな人間性の育成

2 地域課題を解決する人材の育成

活力と笑顔あふれる市民・活力と笑顔あふれる地域



「未来の山陽小野田市」のための新しい価値の創出

【実践】

「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト！」の実践



【活動領域】

1 センターを中心とした社会教育活動	2 図書館活動	3 文化財の保存・活用	4 人権教育・平和教育	5 青少年健全育成活動	6 家庭教育
教育委員会と市長部局の連携・協働の実践					

【基本方針1】 学びを通じて「ひとづくり」を進める～豊かな人間性の育成～

- ・「人生100年時代」を見据え、市民の誰もが生涯にわたり、心豊かな充実した生活を送ることができるよう、市長部局と連携・協働し、あらゆる施設・場所・場面を活用し、**多様な学習機会の充実**を図ります。
- ・「予測不可能な社会」を見据え、市民の誰もが人生を主体的に切り拓いていくために、市長部局と連携・協働し、**ライフステージに応じた学習や地域課題解決に関する学習**を提供します。

【基本方針2】 学びを通じて「ひとづくり」を進める～地域課題を解決する人材の育成～

- ・学びを通じて構築された人間関係や活動により得た経験を**さまざまな問題解決に活かす力**を養います。そのため地域協育ネット³の枠組みを生かし、個の学びから組織的な学習へとつなぎ、地域の中で活動することにより達成感や生きがいづくりにつながる学習を市長部局と連携・協働しながら支援します。
- ・センター長や地域学校協働活動推進員⁴（以下「推進員」とします。）等と連携し、学びの成果を個人の知識や教養にとどめるだけでなく、**地域課題解決に還元することができる仕組み・制度の構築**に努めます。構築に向けて市長部局と連携・協働し、進めていきます。

【実践】

「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト！」の実践

平成29年4月に、社会教育法が改正され、社会全体の教育力の向上を地域づくりに波及させることを意図した地域学校協働活動の推進と、その取組が市町村教育委員会の事務として位置づけられました。また、活動の円滑かつ効果的な実施を図るために推進員を委嘱することができることとなりました。

法改正を受け、本市では「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト！」（以下、「プロジェクト」とします。）と題した取組を開始しました。地域、学校、家庭のもつ力を引き出し、互いにつながりをもたせることで社会全体の教育力の向上を地域づくりに波及させることを目的としたものです。公民館（現センター）を拠点とし、地域・学校・家庭の連携を強化するため、地域の力を今以上に活用できるように公民館館長（現センター長）を地域コーディネーター⁵、社会教育課を事務局として、本市に適した仕組みづくりを推進してきました。この仕組みを持続可能なものとするため、令和4年度から

³ **地域協育ネット**…幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援することを意図した体制。中学校区を1つのまとまりとする。山口県教育委員会による造語。

⁴ **地域学校協働活動推進員**…地域学校協働活動の中心として、地域と学校の連絡調整、情報の共有、活動の企画、調整、運営、啓発などの役割を担う。教育委員会が委嘱する。本市においては令和4年度より委嘱。

⁵ **地域コーディネーター**…本市においても平成22年より始まった学校支援地域本部事業において、学校と地域の連絡調整を担う地域人材。学校支援ボランティアの招集や地域行事への児童生徒参画の調整を主に担う。

は、各小中学校区に1名以上の推進員を配置し、活動の組織的・継続的な実施を図ることとしました。推進員は学校支援のコーディネートのみならず、地域づくりにおけるコーディネートの期待されており、活動の中核的な役割となります。推進員の資質向上と情報共有の場として、研修を定期的に行います。

推進員と同じく、このプロジェクト推進の要となるのが、社会教育主事及び社会教育士⁶です。プロジェクト推進の支援を行うため、さらなる社会教育主事及び社会教育士の育成を図っていきます。

<本市における社会教育主事及び社会教育士の役割例>

- ・プロジェクトリーダーとしての研修を企画・立案・実施。
- ・社会教育施設や地域交流施設で行われる社会教育事業に関する指導・助言。並びにプロジェクト推進の支援。
- ・社会教育関係団体の活動に対する助言・指導。並びに、団体同士のつなぎ役。
※特にPTAは、地域学校協働活動推進の上で核となる団体であり、他団体と積極的につながることができるよう支援します。
- ・センター長及びセンター主事に対する研修事業の企画・実施。

プロジェクトの実践例

○地域学校協働活動

「地域学校協働活動本部事業」

引き続きコミュニティ・スクール⁷と一体的運用を行い、「支援から協働へ」という意識醸成に努め、「学校支援」から「地域貢献」へと活動の幅を広げます。

地域コーディネーターを推進員として各小中学校に配置し、地域学校協働活動の組織的・継続的な実施を推し進めていきます。

「放課後子ども教室事業」

高校生の参画や地域の多様な人材の活用を図り、学校外の子どもの学びと体験・交流活動等の取組の充実を進めます。

「家庭教育支援事業」

就学時健康診断時の「子育て講座」、センターや学校で開催する「子育てサロン」等で保護者の学習・交流の場を提供する。持続可能な事業へとするため、家庭教育支援を行いたい方の活躍の場、家庭教育支援に興味関心をもつ方を広げる場として、センターにおける「家庭教育講座」を展開します。

○花いっぱい運動

花の育成の過程で、多くの人をつながりを生み出しています。学校、公共施設等で花を育て親しむ活動を通じ、人づくり・地域づくりを進めます。

⁶ 社会教育士…令和2年度の社会教育主事講習より取得可能となった資格。人づくり、つながりづくり、地域づくりに中核的役割を果たす専門人材。社会教育主事とは異なり、辞令が発令されなくても称号を名乗ることができる。

⁷ コミュニティ・スクール…学校運営協議会制度を導入している学校。保護者や地域住民とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる。「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法）に基づいた仕組み。

分野別努力事項

1 地域交流センターにおける社会教育活動

●令和4年度から「協創によるまちづくり」を実践するための活動拠点として、教育委員会が所管する本市公民館施設は、市長部局の所管する地域交流センターとなった。社会教育課では、各センターでの学びを通じた「人づくり」をこれまで以上に取り組み、市長部局と連携・協働して「人づくり」・「地域づくり」を実践し、持続可能な地域社会の実現をめざします。

(1) 生涯学習の振興とともに「必要課題」を意識した学習機会の提供に努める

- 市民の多様な需要を踏まえた学習機会の提供に努め、生涯学習の振興に寄与する。
- 幼児から高齢者まで幅広い年齢層に応じた講座や教室を開催し、地域住民の学習意欲の向上を図る。
- 利用者の固定化を解消するため、若者や現役世代、外国人など、一般的に地域における社会教育への参加が少ない層を含め、より多くの住民の参加が得られるよう工夫する。
- 担い手の発掘・育成に向け、若者世代に対しては、楽しさややりがいを感じることでできる講座を実施し、まずはセンターに来館するきっかけをつくる。
- 文化財やふるさと文化遺産をはじめ、地域の歴史・文化を取り入れた講座に取り組み、郷土愛を醸成する。
- 講座参加者の主体性・リーダー性、協調性などが育めるように講座の設定を行う。
- 学習形態については、知識をインプットする講義形式だけでなく、グループワークも取り入れ、他者と考え、新たな価値を創造するための学習を進める。
- 学習成果の活用機会を積極的にコーディネートし、「知の循環」を進める。
- 「要求課題」だけでなく、地域課題に代表される「必要課題」を意識した学習機会の提供に努める。
- 各センターにおける「たより」やイベントの「チラシ」を発行したり、ホームページを用いて活動の様子を継続的に発信し、PR活動に努めることで参加者の増加に努める。

(2) 「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト！」の推進のための拠点施設として活動する

- 地域学校協働活動については、地域コーディネーターであるセンター長が主体的に関与する。
- 「知の循環」を意識した生涯学習クラブ（旧公民館クラブ）の運営に努め、学習の成果の活用を努める。
- 各センターを地域学校協働活動の拠点施設と位置づけ、プロジェクトの推進を図る。
- 放課後子供教室や家庭教育支援チーム、地域学校協働活動推進員と連携・協働し地域学校協働活動として一体的に推進できるように努める。
- 「地域学校協働活動伝言板」の設置や、センター便りに「コミスクコーナー」を設け

るなど、センター発の PR 活動を行い、多くの地域住民の協力が得られるように努める。

○人づくり・地域づくりを推進するため、センター職員への研修の場を提供し資質向上に努める。

2 図書館活動

○電子書籍の利用を促進し、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目指す。

○図書館新システムによる利用者の利便性向上、情報発信に努める。

○子ども読書活動推進計画(第4次計画)を策定し、読書活動の推進に努める。

○山口東京理科大学、歴史民俗資料館等、関係機関との連携協力に努める。

○子育てや高齢者福祉等、市民の暮らしや仕事に役立つ資料、情報の提供に努める。

○新たな利用者層の開拓、市民参加の図書館づくりを促進する。

3 文化財保存・活用

○文化財の保存、継承に努めるとともに、市民が文化財に触れる機会を増やし、文化財保護への理解を深めることで、郷土への愛着と誇りを醸成する。

○指定文化財を適切かつ計画的に保存管理し、未指定文化財の調査研究も進める。

○山陽小野田市ふるさと文化遺産を活用した学びの場を、地域や学校等に拡充し、地域一体で歴史的価値を再発見し、後世に継承していけるよう取り組みを進める。
歴史的価値を後世に継承する。

○歴史民俗資料館では、地域の歴史や文化について学習できる常設展示に加え、郷土史や文化財に一層関心を深められる企画展を行う。また、イベントや社会見学などを通して学校・地域・他施設などと連携を進める。

4 人権教育・平和教育

○「山口県人権推進指針」の分野別施策推進項目に掲げられている基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重される心豊かな地域社会の実現を目指し、人権に関する諸施策を総合的に推進する。また、「山陽小野田市人権教育の推進について」を基に、市民活動推進課と連携・協働を進め、計画的な人権教育の取り組みを進める。

○センター主催講座や校区自治会で地域住民に向けた講座や研修会を行い、広く人権意識の高揚を図るとともに、自主的な取組の高まりをめざす。

○戦争体験者が年々減少していく中、平和の大切さを伝承していくことが大切である。そこで、市内中学校を毎年2校ずつ巡回する「平和のつどい」を開催することで、次の世代を担う青少年(中学生)を中心に地域の方を含め、平和の尊さと生命の尊厳について考える機会を提供する。

5 青少年健全育成活動

- 地域・学校・家庭の参画を得て、地域ぐるみで青少年を支える活動を継続する。また、SNS に関するトラブルやメディアコントロールへの取組等についても情報を共有し、子どもの健やかな育ちを支援する体制整備を図る。
- 電話相談だけでなく、複雑な案件にはアウトリーチによる対応を行うとともに、関係機関との連携を強化し、青少年の悩みや不安の解消、低減に努める。
- 家庭を大切にす規範意識を醸成し、他者への慈愛等、成長の過程で育まれる情緒の確立を促進するための啓発活動を進める。
- 地域における青少年育成団体と連携し、多彩な体験活動の場の提供や異年齢による交流の場づくりを推進し、心豊かでたくましい青少年の育成を図る。

6 家庭教育

- 就学時健康診断時での「子育て講座」やセンター及び学校で実施する「子育てサロン」、センター主催講座の「家庭教育講座」等を開催することで、就学前及び小学校在学中の子育てに対する支援体制の整備を図る。
- 中学校進学を前に保護者同士のつながりをつくることを目的に研修会や交流を深める場の提供を行い、小学校からの切れ目のない家庭教育支援を行う。そのため、小学校だけでなく各中学校区にも支援チームを配置し、中学校在学中の支援も継続する。
- 家庭教育支援に携わる人材が時代の潮流に応じた保護者への関わり方を行うため、県や市が開催する家庭教育に関する研修の場の提供、他校の担当者との情報共有としての会議の開催を継続的に行う。
- 家庭教育支援に携わる新たな人材を獲得するため、センター主催の「家庭教育講座」において、ボランティアスタッフの募集を行う。PTA 役員や県主催の家庭教育に関する研修受講者に呼びかけていく。

おわりに ～教育委員会と市長部局の連携・協働の必要性について～

高齢福祉、少子高齢化や若い世代の市外への流出による人口減少、子育て、防災といった地域課題の深刻化や情報化社会の進展、成人年齢の引き下げなど社会情勢が変化していく中、社会教育の果たす役割は重要度が増しています。公民館がセンターへと替わって以降も、引き続き教育委員会と市長部局が連携・協働して人づくりからつながりづくり、そして地域づくりへとつなげていく必要があります。

これらの連携は、その実現が目的ではなく、手段であることを各々が認識し、市長部局や教育委員会の枠にとらわれず、ともに連携・協働を進めることにより、「学びを通じての地域づくりへの波及」が一層すすむと思われま。

本指針の目標「『学び』を通じた豊かな人間性の育成」達成に向け、各領域において教育委員会と市長部局の連携・協働を進めていきます。